附則第5項(3)の表を次のように改める。

住宅の種類	開口部比率の区分	地域区分		
		1、2及び3	4、5、6及び7	8
一戸建ての住宅	(い)	0.07未満	0.08未満	0.08未満
	(ろ)	0.07以上0.09未満	0.08以上0.11未満	0.08以上0.11未満
	(は)	0.09以上0.11未満	0.11以上0.13未満	0.11以上0.13未満
	(に)	0.11以上	0.13以上	0.13以上
共同住宅等	(い)	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	(ろ)	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満
	(は)	0.07以上0.09未満	0.07以上0.08未満	0.07以上0.08未満
	(に)	0.09以上	0.08以上	0.08以上

附則第5項(3)イの表を次のように改める。

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値（単位　1平方メートル1度につきワット）			
	地域区分			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8
(い)	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	
(に)	1.60	2.33	3.49	

附則第5項(3)ロの表を次のように改める。

住宅の種類	地域区分	開口部比率の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建ての住宅	1、2、3及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	5、6及び7	(い)	
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの ロ　付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)及び(に)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの ロ　ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ハ　付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る。）を設けるもの
	8	(い)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの
		(は)及び(に)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る。）又はひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等	1、2、3及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	5、6及び7	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	8	(い)	
		(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)及び(に)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの

1　「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。

2　「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。

3　「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

附則第6項中「から(3)」を「及び(2)」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。